

消防用設備保守管理業務委託契約書（案）

業務の名称 消防用設備保守管理業務
業務の内容 別紙「消防用設備保守管理業務委託仕様書」のとおり
契約の金額 契約額 金 円
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円）
契約の期間 自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日
契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 当該業務は、福島県立相馬支援学校の消防用設備の点検、保守及び補修業務を行い、消防用設備を常に支障なく作動させることを目的とする。

（委託業務の種類及び数量）

第2条 甲が乙に委託する消防用設備の保守点検業務の種類及び数量は、別紙「消防用設備保守管理業務委託仕様書」に記載のとおりとする。

（点検の実施）

第3条 乙は甲の管理する消防用設備について、その性能を正常に発揮させるため消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3に定める有資格者を派遣し別紙仕様書に定める規定に基づいて点検を行う。なお点検の日時は甲乙協議のうえ定める。

（点検の結果報告及び確認）

第4条 乙は点検業務が終了したときはすみやかに甲に報告し、その確認をうけるものとする。この場合、乙は「消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」に定める消防用設備等点検結果報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票を甲に提出するものとする。

（保守管理）

第5条 前条の点検の結果、設備機能保全のため保守上不備と認められる事項については、甲乙協議のうえ速やかに処理するものとする。

- 2 甲は常に設備が正常な状態にあることに注意し、火災その他により作動した場合若しくは故障を発見した場合は、遅滞なく乙に連絡し速やかに適切な処置をとるものとする。
- 3 甲が設備の全部又は一部の変更撤去、あるいは修理及び設備の機能に影響を及ぼすと思われる工事をするとき、あらかじめ乙に通知し甲乙協力して設備の保全にあたるものとする。

- 4 前各項実施に要する費用は甲の負担とする。
- 5 保守点検業務の他に消防設備の機能に支障が発生し保守点検を必要とする場合は、甲の要請により乙は「随時点検」として保守点検業務を実施する。なお、点検の費用は従来契約金額に含むものとし修理等が必要な場合は甲の負担とする。

(委託料の支払)

第6条 乙は第4条に定める甲の確認後、頭書に定める委託料を甲に請求するものとする。

- 2 甲は前項の請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第7条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、前条第1項第2号の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲または、乙が次の各号の一に該当するに至ったときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由によりこの契約を履行しないときまたは履行の見込みがないとき。
- (2) 乙が甲に対し不法行為を為したとき。
- (3) 正当な事由により、甲乙いずれかから契約解除の申し出があったとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 第9条第1項の(1)(2)(4)の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律

第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（協議事項）

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決方法）

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（立入及び秘密保持）

第15条 保守点検実施に際して乙は、技術員に身分証明書を携行させるものとし、技術員が甲の建物内で行う乙の業務上の行為は、すべて乙の責任とする。また、甲の施設等に立入ることにより知り得た甲の業務上その他の秘密を、契約期間終了後も使用したり、他にもらしてはならない。

上記のとおり本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 福島県南相馬市鹿島区寺内字鷺内79番地
福島県
福島県立相馬支援学校長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。